

我孫子市手数料条例(抜粋)

(7) 開発関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の金額
開発行為の許可申請	(1) 許可申請1件につき、主として自己の居住の用に供する目的で行う開発行為の場合であって、開発区域の面積が
	0.1ha未満 8,600円
	0.1ha以上0.3ha未満 22,000円
	0.3ha以上0.6ha未満 43,000円
	0.6ha以上1ha未満 86,000円
	1ha以上3ha未満 130,000円
	3ha以上6ha未満 170,000円
	6ha以上10ha未満 220,000円
	10ha以上 300,000円
	(2) 許可申請1件につき、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する目的で行う開発の場合であって、開発区域の面積が
	0.1ha未満 13,000円
	0.1ha以上0.3ha未満 30,000円
	0.3ha以上0.6ha未満 65,000円
	0.6ha以上1ha未満 120,000円
	1ha以上3ha未満 200,000円
	3ha以上6ha未満 270,000円
	6ha以上10ha未満 340,000円
	10ha以上 480,000円
	(3) 許可申請1件につき(1)及び(2)以外の開

	発行行為の場合であって、開発区域の面積が <table> <tr> <td>0.1ha未満</td><td>86,000円</td></tr> <tr> <td>0.1ha以上0.3ha未満</td><td>130,000円</td></tr> <tr> <td>0.3ha以上0.6ha未満</td><td>190,000円</td></tr> <tr> <td>0.6ha以上1ha未満</td><td>260,000円</td></tr> <tr> <td>1ha以上3ha未満</td><td>390,000円</td></tr> <tr> <td>3ha以上6ha未満</td><td>510,000円</td></tr> <tr> <td>6ha以上10ha未満</td><td>660,000円</td></tr> <tr> <td>10ha以上</td><td>870,000円</td></tr> </table>	0.1ha未満	86,000円	0.1ha以上0.3ha未満	130,000円	0.3ha以上0.6ha未満	190,000円	0.6ha以上1ha未満	260,000円	1ha以上3ha未満	390,000円	3ha以上6ha未満	510,000円	6ha以上10ha未満	660,000円	10ha以上	870,000円
0.1ha未満	86,000円																
0.1ha以上0.3ha未満	130,000円																
0.3ha以上0.6ha未満	190,000円																
0.6ha以上1ha未満	260,000円																
1ha以上3ha未満	390,000円																
3ha以上6ha未満	510,000円																
6ha以上10ha未満	660,000円																
10ha以上	870,000円																
開発行為変更の許可申請	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、その手数料の額は、870,000円とする。 ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発行為の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ開発行為の許可申請の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ開発行為の許可申請の項に規定する額 ウ その他の変更については、10,000円																
市街化調整区域内における	<table> <tr> <td>1件につき</td><td>46,000円</td></tr> </table>	1件につき	46,000円														
1件につき	46,000円																

建築物の特例許可申請	
予定建築物等以外の建築等の許可申請	1 件につき 26,000円
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等の許可申請	許可申請 1 件につき、敷地の面積が 0.1ha未満 6,900円 0.1ha以上0.3ha未満 18,000円 0.3ha以上0.6ha未満 39,000円 0.6ha以上 1 ha未満 69,000円 1 ha以上 97,000円
開発許可を受けた地位の承継の承認申請	(1) 承認申請 1 件につき、承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が 1 ha未満のものである場合にあっては、1,700円 (2) 承認申請 1 件につき、承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が 1 ha以上のものである場合にあっては、2,700円 (3) 承認申請 1 件につき、承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外

	のものである場合にあっては、17,000円	
開発登録簿の写しの交付	用紙1枚につき	470円
開発許可を受けた宅地造成 の中間検査申請	中間検査申請1件につき、開発区域の面積が	
	0.3ha以内のもの	3,100円
	0.3haを超え2ha以内のもの	6,200円
	2haを超え4ha以内のもの	12,400円
	4haを超え7ha以内のもの	24,900円
	7haを超え10ha以内のもの	43,600円
	10haを超えるもの	62,300円
優良宅地造成の認定申請	認定申請1件につき、造成宅地面積が	
	0.1ha未満	86,000円
	0.1ha以上0.3ha未満	130,000円
	0.3ha以上0.6ha未満	190,000円
	0.6ha以上1ha未満	260,000円
	1ha以上3ha未満	390,000円
	3ha以上6ha未満	510,000円
	6ha以上10ha未満	660,000円
	10ha以上	870,000円